

第1 平成19年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局（援護関係）

事 項	平成18年度	平成19年度	差 引 増△減額	備 考
	補正後予算	予 算 案		
	千円	千円	千円	
援 護 関 係 合 計	53,163,829	48,958,922	△ 4,204,907	
(項) 厚生労働本省	1,252,603	1,220,405	△ 32,198	
1 厚生労働本省一般行政に必要な経費	721,037	702,458	△ 18,579	
厚生労働本省一般運営経費	17,035	13,962	△ 3,073	
社会・援護局一般行政経費	704,002	688,496	△ 15,506	
戦没者遺骨処理等諸費	523,257	516,729	△ 6,528	1 遺骨収集 ①沖縄・硫黄島 ⑤マリアナ諸島 ②フィリピン ⑥パラオ諸島 ③東部ニューギニア ⑦ハバロフスク地方 ④ビスマーク・ソロモン諸島⑧モンゴル ◎ 海外未送還遺骨の集中的な情報収集（3地域） 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ⑦中国 ②マリアナ諸島 ⑧硫黄島 ③ミャンマー ⑨ハバロフスク地方 ④トラック諸島 ⑩チタ州 ⑤東部ニューギニア ⑪イルクワ州 ⑥ビスマーク・ソロモン諸島⑫ガブフスタン共和国 3 慰霊碑の補修等 ・補修工事 ①沖縄戦没者墓苑(神無崎)②樺太・千島戦没者の碑(サハリン) ・補修調査 ①中部太平洋戦没者の碑(サイパン)②ボルネオ戦没者の碑(ラブアン)③東太平洋戦没者の碑(マジュロ)④北太平洋戦没者の碑(アッツ) ・小規模慰霊碑の建立 4 氏名判明遺骨等の伝達等 60百冊 → 90百冊
資料整備諸費	180,069	171,073	△ 8,996	1 人事関係資料整備 2 ソ連抑留関係者資料整備 3 旧軍関係諸規則の整備
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	676	694	18	援護関係人事等資料の今後のあり方についての調査検討

事 項	平成18年度	平成19年度	差 引	備 考
	補正後予算	予 算 案	増△減額	
	千円	千円	千円	
2 戦没者追悼式挙行等に必要な経費	462,639	455,342	△ 7,297	戦没者遺児による慰霊友好親善事業 323百冊 → 308百冊 (14地域) (14地域) 〔うち、民間建立慰霊碑整理事業〕 19百冊 → 19百冊
3 戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,416	4,367	△ 49	
4 旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	64,511	58,238	△ 6,273	
(項) 遺族及留守家族等援護費	51,911,226	47,738,517	△ 4,172,709	
1 引揚者等援護事業に必要な経費	1,517,958	1,780,192	262,234	
引揚者等援護事業に伴う経費	1,154,363	1,298,136	143,773	1 「地域生活支援プログラム」の実施 (生活保護受給者を対象) 2 自立指導員の永続的派遣 (派遣年限撤廃) 3 2世・3世に対する就労支援の実施 4 永住帰国援護 〔 永住帰国者見込数 50世帯234人→45世帯125人 うち樺太等 10世帯50人→7世帯15人 〕 5 一時帰国援護 〔 一時帰国者見込数 202世帯292人→151世帯247人 うち樺太等 122世帯169人→90世帯134人 〕 6 肉親調査の継続 ・訪中調査対象者 102人 → 102人 ・訪日調査対象者 5人 → 5人 7 諸手当等の改善 ・身元引受人手当 @33,000円 → @33,000円 ・自立指導員手当 @7,200円 → @7,200円 ・自立支援通訳手当 @6,500円 → @6,500円 ・健康相談医手当 @13,570円 → @13,570円 ・身元未判明孤児調査員手当 @24,900円 → @24,900円

事 項	平成18年度	平成19年度	差 引	備 考
	補正後予算	予 算 案	増△減額	
	千円	千円	千円	
中国帰国者支援・交流センターに係る経費	363,595	482,056	118,461	1 中国帰国者支援・交流センターの増設 (北海道及び東北) 2 高齢帰国者向け日本語教室の拡充 (18箇所→30箇所)
2 戦傷病者等の援護に必要な経費	1,463,500	1,271,876	△ 191,624	
戦傷病者特別援護経費	1,414,884	1,216,764	△ 198,120	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 189万円 → 187万円 2 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 199,000円 → 199,000円 3 事務委託費関係 ・戦傷病者相談員謝金 年額 24,900円 → 24,900円
未帰還者留守家族等援護経費	46,562	54,444	7,882	葬祭料 単価 199,000円 → 199,000円
未帰還者に関する特別措置経費	2,054	668	△ 1,386	
3 戦傷病者戦没者遺族等援護に必要な経費	47,798,842	43,830,613	△ 3,968,229	
援護審査会経費	1,344	1,368	24	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	47,231,739	43,264,455	△ 3,967,284	戦没者遺族相談員謝金 年額 24,900円 → 24,900円
昭和館等に係る経費	565,759	564,790	△ 969	昭和館の運営等
4 戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	1,130,926	855,836	△ 275,090	

事 項	平成18年度 補正後予算	平成19年度 予 算 案	差 引 増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
援 護 関 係 合 計	1,686,266	1,667,370	△ 18,896	
(項) 厚生労働本省	56,833	58,098	1,265	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	51,306	51,984	678	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	14,361	15,561	1,200	1 ソ連抑留中死亡者等氏名判明遺骨伝達 6,586千円 2 軍歴証明事務処理等 8,975千円
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	36,945	36,423	△ 522	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 32,275千円 2 戦没者叙勲等進達関係 4,148千円
(目) 遺骨収集等委託費	5,527	6,114	587	沖 縄 県
(項) 遺族及留守家族等援護費	1,629,433	1,609,272	△ 20,161	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	1,624,558	1,604,398	△ 20,160	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	434,055	672,880	238,825	1 「地域生活支援プログラム」の実施(生活保護受給者を対象) 219,402千円 2 自立指導員の永続的派遣(派遣年限撤廃) 100,795千円 3 自立支援通訳派遣の拡充 7,550千円 4 資格取得・受講料給付事業 3,364千円
(目細) 留守家族等援護事務委託費	37,229	34,997	△ 2,232	1 留守家族等援護 138千円 2 未帰還者特別措置 205千円 3 戦傷病者特別援護 34,654千円
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	74,338	73,022	△ 1,316	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	1,078,936	823,499	△ 255,437	1 引揚者給付金 482千円 2 特別給付金等 823,017千円
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,875	4,874	△ 1	沖 縄 県

第2 平成19年度 援護関係主要行事予定表 (案)

主 要 行 事	19年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年1月	2月	3月	
[式 典]													
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(28日)											
全国戦没者追悼式					○(15日)								
援護事業功労者厚生労働大臣表彰								○(中旬)					
[慰霊事業]													
遺 骨 収 集			←									→	
慰 霊 巡 拝				←									→
[中国孤児等対策]													
孤児情報公開 (肉親情報収集)							← 未定		11/29				
訪日対面調査								11/15~11/29					
身元引受人・自立指導員合同研修会議							○(中旬)						
中国帰国者適応促進対策研修会												○調整中	
支援・交流センター所長会議										○(中旬)			
日本語スクーリング担当講師研修会			○(下旬)										
都道府県初任者研修会		○(下旬)											
地域生活支援プログラム ブロック事務指導	○ (中旬~下旬)												
[事務打合せ等会議]													
援護事務主管課長会議												○(上旬)	
援護システム操作研修会	第3~4週												
援護法・特給法等研修会							○調整中						
援護法等施行事務打合せ会		← 調 整 中 →											
戦傷病者特別援護法研修会		○調整中											

第3 昭和館について

昭和館は、戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦没者遺族を始めとする国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。

昭和館においては、常設展示室における実物資料の展示等を行っているが、より理解を深める展示となるよう、平成18年6月に慰霊事業コーナーや当時の生活を疑似体験できる映像装置を新設するなど、リニューアルを行ったところである。また、特別企画展を適宜開催している。さらに、当時のニュース映画を毎日上映しているほか、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

なお、開館以来の総入館者数は、平成19年1月末日現在で1,803,119人となっている。

(1) 施設の概要

ア 場所

東京都千代田区九段南1-6-1（電話：03-3222-2577）

イ 開館時間

午前10時～午後5時30分（入館は午後5時まで）

ウ 休館日

月曜日（祝日又は振替休日の場合はその翌日）、12月28日～1月4日、3月31日

エ 各階構成

7・6階	常設展示室
5階	映像・音響室（映像・音響資料を検索端末を通じて提供）
4階	図書室（戦中・戦後の国民生活の姿を伝える文献・図書の外、戦争に関する基本的図書、独自資料等を収蔵）
3階	会議室、研修室（特別企画展の会場としても利用）
2階	広場
1階	総合案内、事務室、上映室（戦中・戦後のニュース映画の上映）

オ 運営

財団法人日本遺族会に委託して実施

(2) 昭和館ホームページ

広報活動の一環として、昭和館ホームページ (<http://www.showakan.go.jp>) を開設するとともに、その内容を適宜更新している。

(3) 特別企画展の開催状況

これまでの特別企画展の開催状況は、昭和館における特別企画展20回（この外、企画展として3回）、地方特別企画展10回となっている。

このうち、地方特別企画展については、平成18年度は秋田県秋田市及び岐阜県岐阜市において開催しているが、平成19年度は大分県大分市及び広島県広島市において開催する予定であるため、この機会に地方在住の方々にご来場いただきたく、関係機関に広報等の協力をしていただけるようお願いしたい。

なお、3月14日（水）から5月6日（日）まで、昭和館において、第21回特別企画展「手塚治虫の漫画の原点～戦争体験と描かれた戦争～」を開催する予定であるので、是非ご覧いただきたい。

(4) 昭和のくらし研究の発行

昭和館の設立趣旨である「戦中・戦後の労苦を後世代に伝える」事業の一環として、専門家やその時代の経験者に執筆を依頼し、「昭和のくらし研究」第1号を平成14年12月に発刊し、平成19年3月には第5号を発刊する予定である。

第4 しょうけい館について

戦後半世紀以上が経過し、戦傷病者及びその妻の高齢化が進み、これらの者が体験した戦中・戦後の労苦の記憶を後世代に伝えることを目的とした戦傷病者等労苦継承事業について、(財)日本傷痍軍人会に学識経験者等で構成する検討会を設け検討した結果、展示を中心とした施設で実施することとなり、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。

しょうけい館では、常設展示室において、戦傷病者が戦地で受傷した時に身につけていた実物資料や医療、更生などの様々な資料、写真、体験記、証言映像などを基に戦傷病者及びその妻等の苦労を伝えている。

また、現在企画展として「武良茂(水木しげる)の人生」を開催している。映像シアターでは企画上映会を適宜開催している。

(1) 施設の概要

ア 場所

東京都千代田区九段南1-5-3 共同ビル九段2号館

(電話：03-3234-7821)

イ 開館時間

午前10時～午後5時30分(入館は午後5時まで)

ウ 休館日

月曜日(祝日または振替休日の場合はその翌日)、12月28日～1月4日、3月31日

エ 事業内容

○ 展示事業

「戦地における労苦」と「復員後の労苦」に係る実物資料や情景展示を行う。

○ 資料収集事業

戦傷病者とその家族が体験した労苦を伝える資料(実物資料、文献図書、写真、体験証言ビデオ等)の所在調査と収集。

○ 情報の提供・発信事業

館が収集・調査した資料、内外の文献図書情報、証言映像などを情報提供する。

オ 平成19年度予算(案)

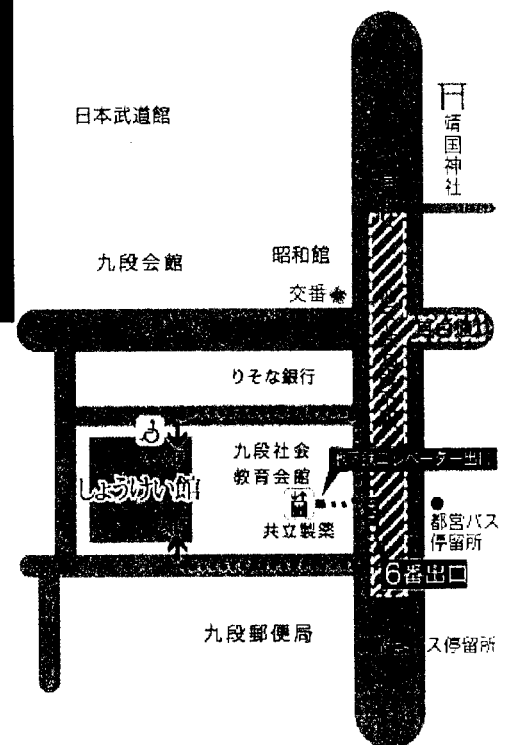
運営・事業経費 1億8,700万円

カ 運営委託先

財団法人日本傷痍軍人会

(2) しょうけい館ホームページ

広報活動の一環として、しょうけい館ホームページ(<http://www.shokeikan.go.jp/>)
を開設するとともに、その内容を適宜更新している。



第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

- 1 戦傷病者手帳の交付（第4条）
軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付
交付人員 46,956人（平成18年4月1日現在）
- 2 療養の給付又は療養費の支給（第10条、第17条）
公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付（支給）
療養患者数 1,312人（平成18年4月1日現在）
- 3 療養手当の支給（第18条）
1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給
（月額29,400円）
受給者 5人（平成18年4月1日現在）
- 4 葬祭費の支給（第19条）
療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給（193,000円）
支給件数 23件（平成17年度）
- 5 更生医療の給付（第20条）
職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付
給付件数 0件（平成17年度）
- 6 補装具の支給及び修理（第21条）
一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給（修理）
支給修理件数 767件（平成17年度）
- 7 国立保養所への収容（第22条）
重度戦傷病者の国立保養所への収容 入所者数 1人（平成18年4月1日現在）
- 8 旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い（第23条）
障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする
（予算措置は国土交通省）
乗車券引換証交付人員 32,471人（平成17年度）
- 9 戦傷病者相談員（第8条の2）
戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う
（謝金 年額24,900円）
戦傷病者相談員数 899人（平成18年4月1日現在）